

第2回 河南町地域公共交通会議

◆河南町地域公共交通運行計画(案)

平成27年8月28日

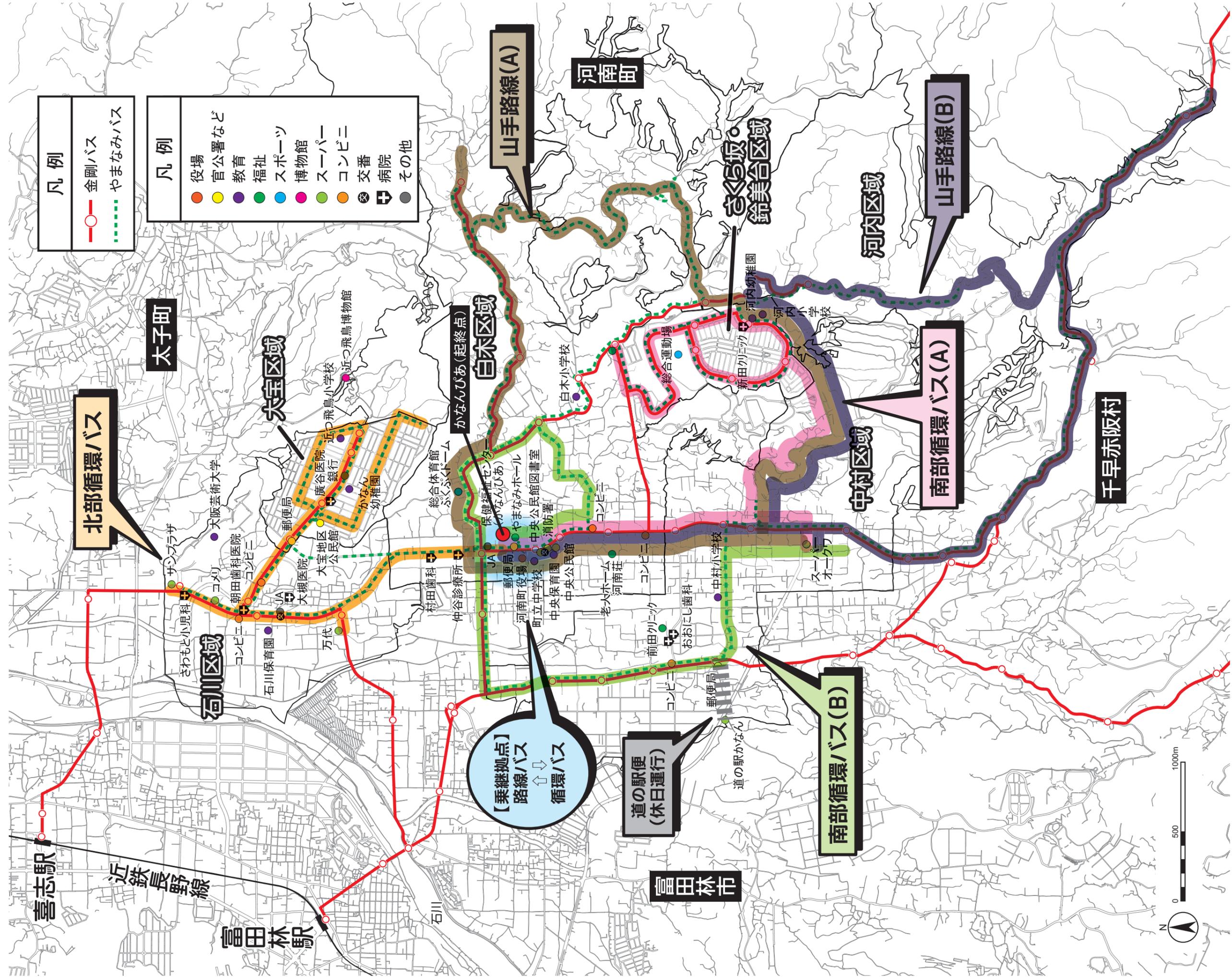
河南町

1. 計画の目的

路線バスと相互に補完し合い、住民が主体となり、買い物や通院など町域内での移動の円滑化を図るため、以下の利用者を想定し、循環バス、山手路線の運行を確立する。

【想定利用者】

- 自動車免許を有しない住民
- 自動車の運転を控えている住民
- 安全性の観点で自家用車から公共交通を選択する住民
- 公共交通のサービス水準が低い地域の住民 など



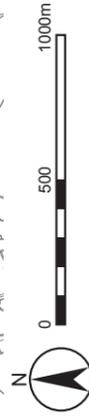
凡例	
—○—	金剛バス
—●—	やまなみバス

凡例	
●	役場
●	官公署など
●	教育
●	福祉
●	スポーツ
●	博物館
●	スパ一
●	コンビニ
●	交番
+	病院
●	その他

【乗継拠点】
路線バス
↕
循環バス

道の駅
(休日運行)

河南町地域公共交通運行計画 運行路線図



2. 循環バスの運行計画（案）

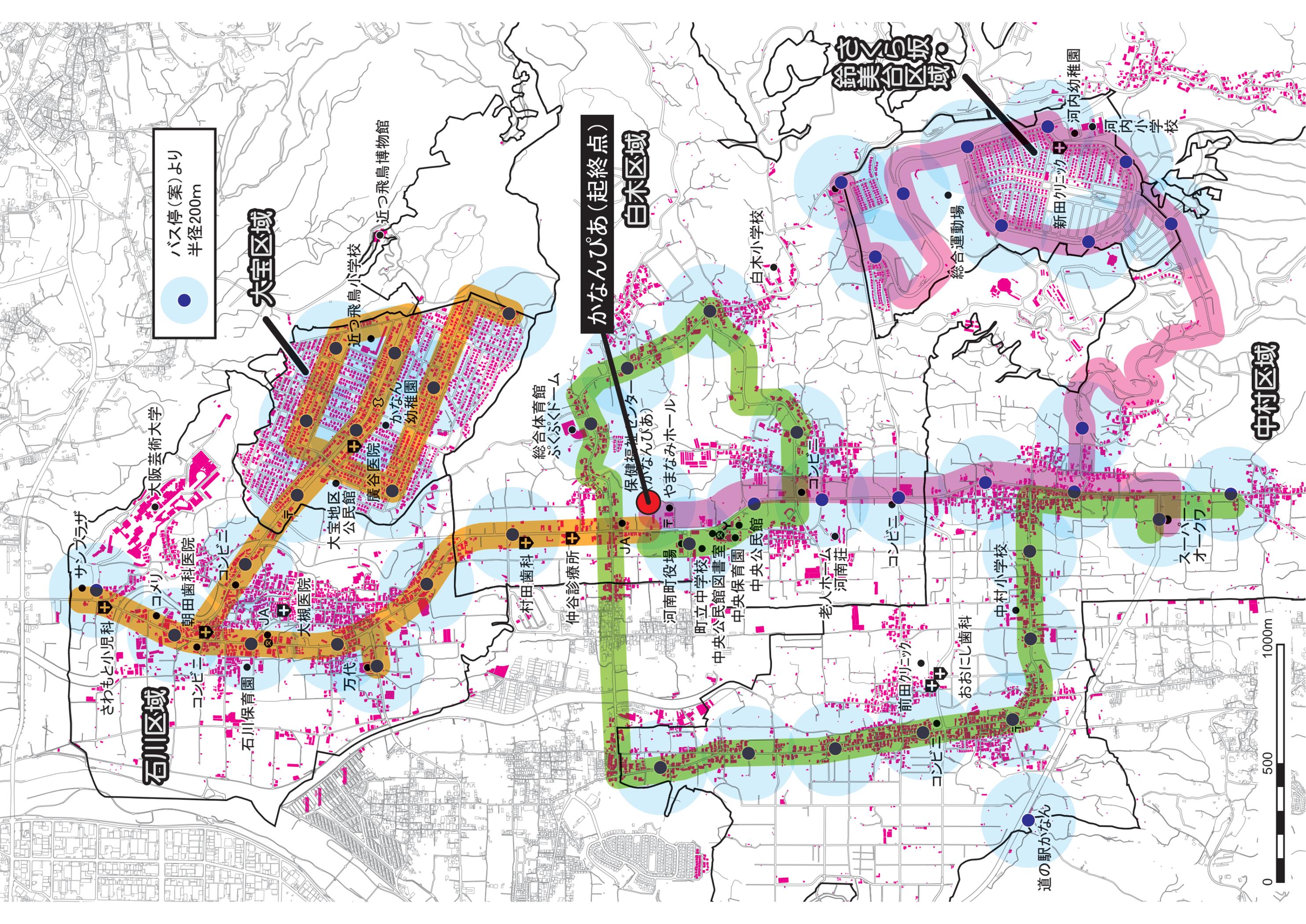
（1）バス停

【バス停設置方針】

- 住宅集積地をカバーすることを基本とする（近隣住民の意向を考慮）
- バス停間隔は概ね「400m」を基本とする
 - ・ バス停間隔の根拠（地域公共交通づくりハンドブック 国土交通省）。
- 市街地では300m～400m間隔が一般的。住民意見や沿道状況を勘案して間隔を調整。ただし、数が多いと維持管理に費用がかかる。
 - 起終点（かなんぴあ）及びルートの端部からバス停間隔（約400m）を設定する。
- 交通安全の観点からできるだけ路外にバス停を設置する（公共施設等の敷地内）
 - 公共施設等にバス停を設置する（かなんぴあ（起終点）、河南町役場、スーパー（例示：オークワ等））。
- 路上のバス停設置については、安全性が確保される場所、交通への影響が少ない場所など道路管理者や交通管理者等の各関係機関と十分協議し設置する。

● 各循環バスのバス停数

- ・ 北部循環バス：17箇所
- ・ 南部循環バス（A）：18箇所
- ・ 南部循環バス（B）：18箇所



バス停(案)より
半径200m

石川区域

大宝区域

かなんぴあ (起終点)

白木区域

**ちのら坂
鈴美台区域**

中村区域

サンプラザ
さわもと小児科

石川保育園

朝田歯科医院

JA
大槻医院

万代

大宝地区
公民館

廣谷医院

かなん
幼稚園

近っ飛鳥小学校

近っ飛鳥博物館

村田歯科

仲谷診療所

JA

保健福祉センター
かなんぴあ

やまなみホール

河南町役場

町立中学校

中央公民館図書室

中央保育園

中央公民館

老人ホーム
河南荘

コンビニ

前田クリニック

おおいし歯科

中村小学校

道の駅かなん

コンビニ

スーパ
オークワ

白木小学校

総合運動場

新田クリニック

河内幼稚園

河内小学校



(2) 運行日

商業施設や病院、公共施設などの営業日などを踏まえ、出来る限り利用者の利便性を確保する運行とする。

- 北部循環バス：「毎日」運行
- 南部循環バス（A）、（B）：「隔日」運行
 - ・日曜日は別ダイヤとする（道の駅便を含む）。
 - ・年末年始については、利用者のニーズや事業者提案を踏まえ、運休を含め検討する。

(3) 運行時間・運行頻度

買い物・通院などの日常生活での利用を想定し、朝から夕方までの運行とする。目的地での所要時間を出来る限り考慮した運行頻度とする。

【運行時間】

- 運行時間帯は、「午前8時台～午後7時台」を基本とする

【運行頻度】

- 「1時間に1本」

(4) 運賃

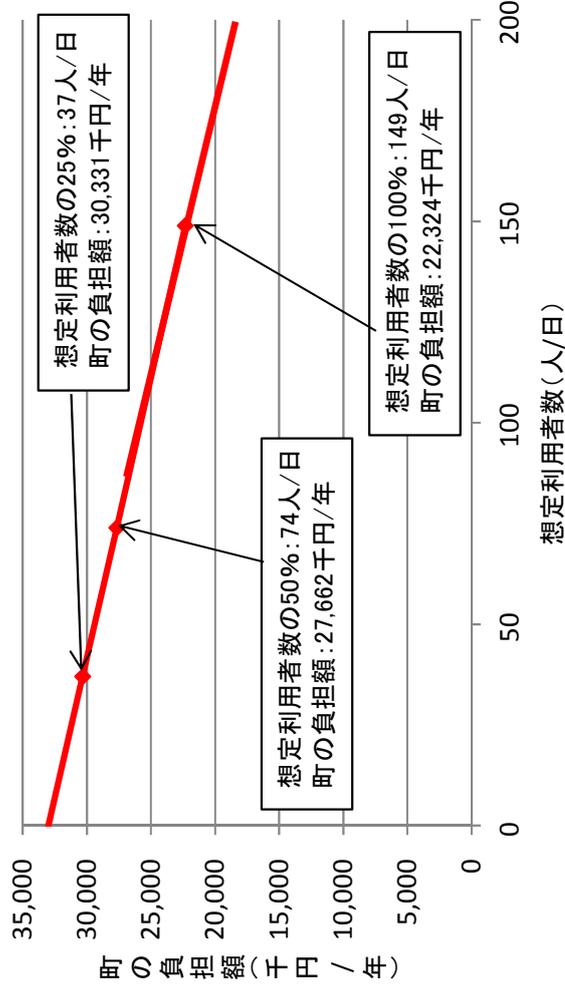
運賃は分かりやすさを重視し、均一性とする。ただし、地域公共交通の持続的な確保・維持のため、ある程度の収益性や区域住民の意向等を踏まえた運賃設定を行う。

- 1乗車1回100円～200円の有償運送とする

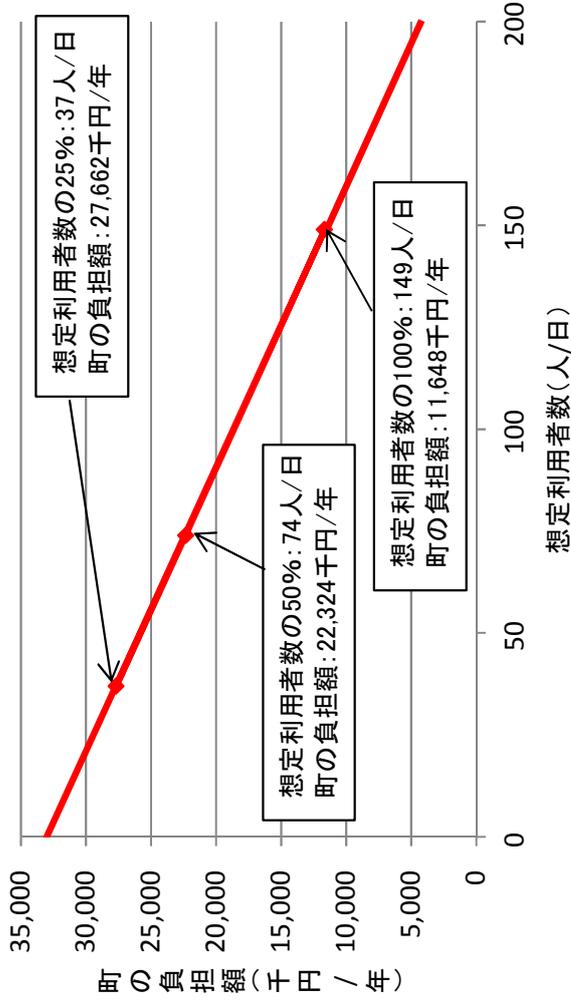
【料金設定シミュレーション（町の負担額）】

- 想定利用者数（潜在需要）：149人（買い物、病院、公共施設）
- 運行経費：33,000千円（29人乗×2台）

【100円設定】



【200円設定】



(5) 運行車両・使用台数

運行ルートでは幅員の狭い道路も運行することからマイクロバス程度とする（バスの大きさは、やまなみバスで使用している車両）。また利用者（需要）に応じた車両とサイズも考慮する（1便当たりの平均乗降数は14人/便（想定利用者数より））。

- 運行車両：マイクロバス（定員：29名）
- 使用台数：2台（北部：1台、南部：1台）

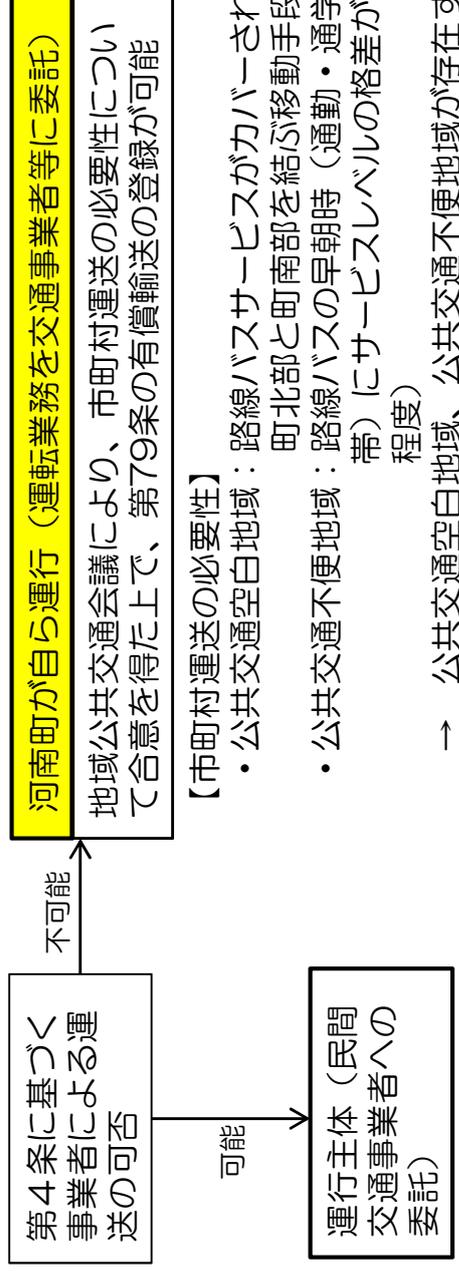
(6) 運行主体

道路上で旅客輸送する行為は「道路運送法」により規定されており、有償で旅客を乗せて運行を行うことは、国土交通大臣の許可が必要となる。

一般に安全性確保の観点から、道路運送法第4条で規定される一般乗合旅客自動車運送事業者による運行が望ましいが、どうしても対応できない場合は、道路運送法第79条に基づく市町村運営有償輸送により運行を行うこともできる。

●河南町（運転業務を交通事業者等に委託）

【運行主体の設定方針】



公共交通不便地域：運行本数が1時間に1本程度の地域
公共交通空白地域：バス停から300m以上離れた地域

3. 山手路線運行計画（案）

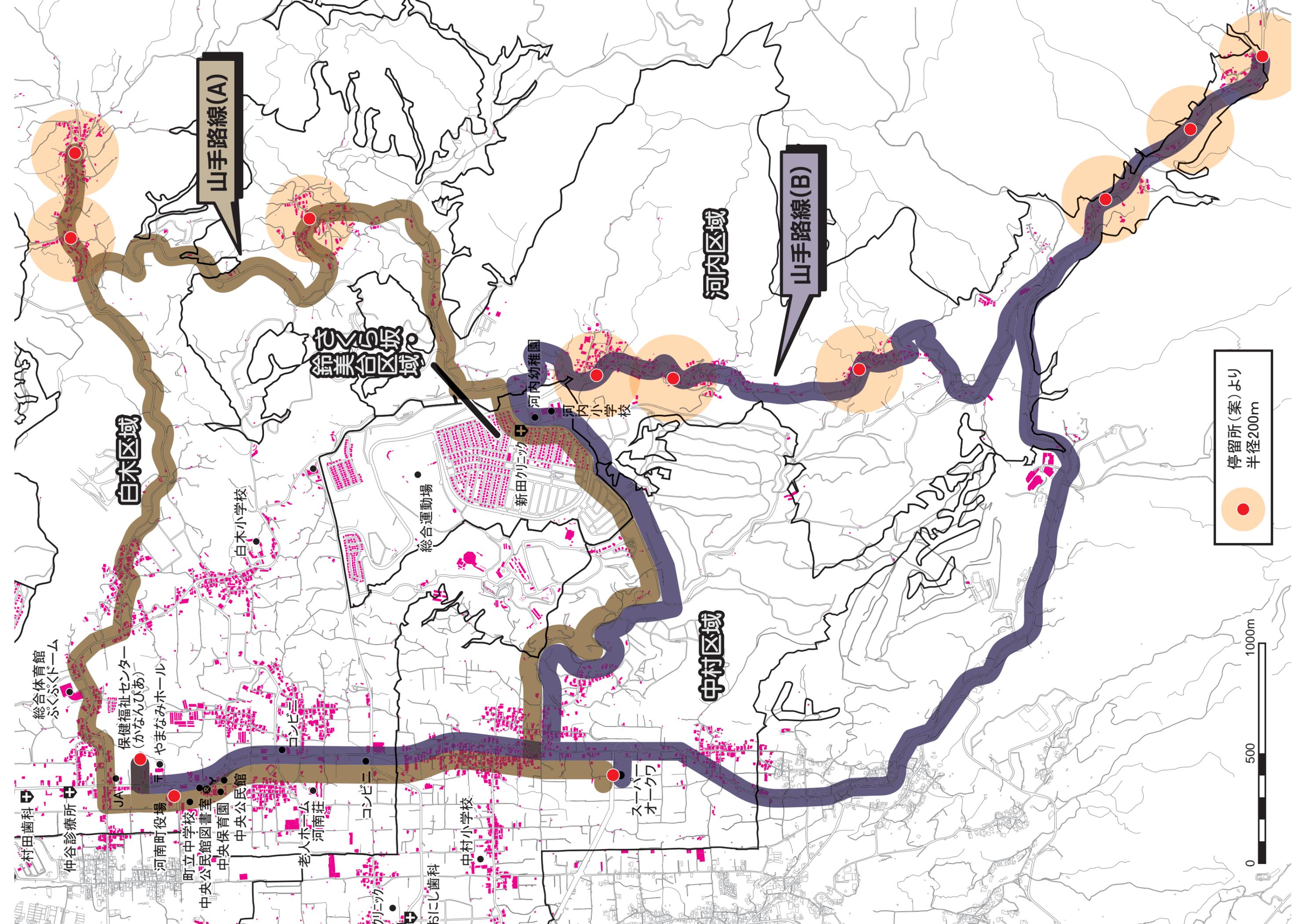
（1）停留所

【停留所設置方針】

- 集落地をカバーすることを基本とする（近隣住民の意向を考慮）
- 停留所は集落内に設ける。
- 停留所間隔は概ね「400m」を基本とする
 - ・ 停留所間隔の根拠（地域公共交通づくりハンドブック 国土交通省）。
- 交通安全の観点からできるだけ路外に停留所を設置する（公共施設等の敷地内）
 - 公共施設等に停留所を設置する（かなんびあ（起終点）、河南町役場、スーパー（例示：オークワ等））。
- 路上の停留所設置については、安全性が確保される場所、交通への影響が少ない場所など道路管理者や交通管理者等の各関係機関と十分協議し設置する。

● 各山手路線の停留所数

- ・ 山手路線（A）：平石：2箇所、持尾：1箇所、かなんびあ・役場等：3箇所 計6箇所
- ・ 山手路線（B）：弘川：1箇所、下河内：1箇所、上河内：1箇所、青崩：3箇所、かなんびあ・役場等：3箇所 計9箇所



山手路線(A)

山手路線(B)

白木区域

河内区域

中村区域

釜ヶ崎。
錦糸石区域

● 停留所(案)より
半径200m

0 500 1000m

(2) 運行日

商業施設や病院、公共施設などの営業日や利用者数などを踏まえ、出来る限り利用者の利便性を確保する。

●月曜日から土曜日の「隔日」の運行を基本とする

- 年末年始については、利用者のニーズや事業者提案を踏まえ、運休を含め検討する。

(3) 運行時間・運行頻度

買い物・通院などの日常生活での利用を想定し、朝から夕方までの運行とする。目的地での所要時間を出来る限り考慮した運行頻度とする。

【運行時間】

- 運行時間帯は、「午前8時台～午後5時台」を基本とする

【運行頻度】

- 「2時間に1本」

(4) 運賃

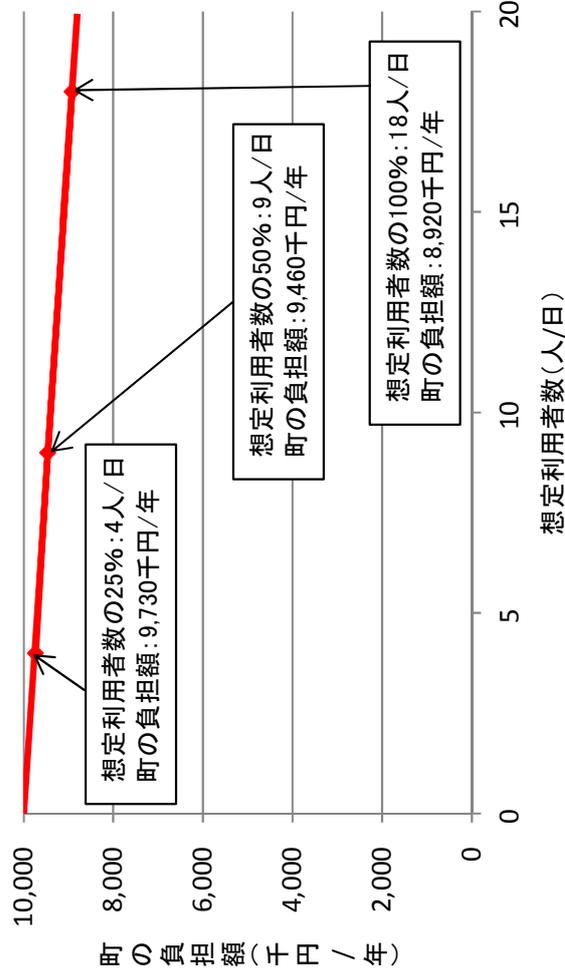
運賃は分かりやすさを重視し、均一性とする。ただし、地域公共交通の持続的な確保・維持のため、ある程度の収益性や区域住民の意向等を踏まえた運賃設定を行う。

- 1乗車1回200円～400円の有償運送とする

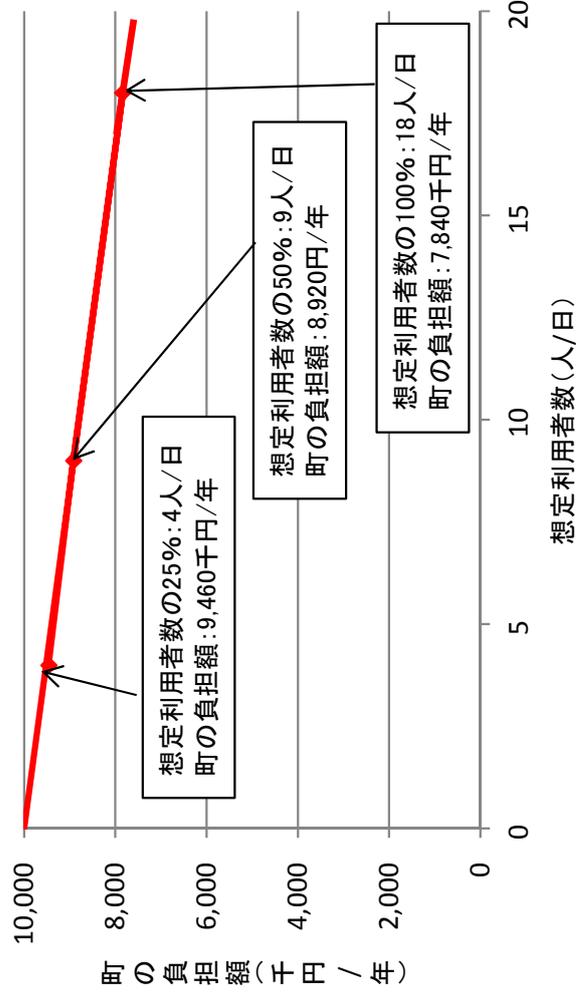
【料金設定シミュレーション（町の負担額）】

- 想定利用者数（潜在需要）：18人（買い物、病院、施設、公共施設）
- 運行経費：10,000千円（5人乗×1台）

【200円設定】



【400円設定】



(5) 運行車両・使用台数

運行ルートでは幅員の非常に狭い道路も運行することからセダン型乗用車程度とする。また利用者（需要に応じた車両とサイズも考慮する（1便当たりの平均乗降数は2人/便（想定利用者数より）））。

- 運行車両：セダン型乗用車 定員 4～5名
- 使用台数：1台

(6) 運行主体

普通乗用車による運行を行うことから、タクシー事業者とする。

- タクシー事業者

■ 運行計画（案）

項目	循環バス運行計画（案）	山手路線運行計画（案）
運行路線	<ul style="list-style-type: none"> ・北部循環バス：石川・大宝区域周辺 ・南部循環バス（A）：さくら坂・鈴美台区域周辺 ・南部循環バス（B）：白木・中村区域周辺 	<ul style="list-style-type: none"> ・山手路線（A）：平石、持尾 ・山手路線（B）：弘川、下河内・上河内、青崩
バス停 （停留所）	<ul style="list-style-type: none"> ・北部循環バス：17箇所 ・南部循環バス（A）：18箇所 ・南部循環バス（B）：18箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・山手路線（A）：6箇所 ・山手路線（B）：9箇所
運行日	<ul style="list-style-type: none"> ・北部循環バス：毎日運行 ・南部循環バス（A）・（B）：隔日運行 	月曜日から土曜日の隔日運行
運行時間帯	午前8時台～午後7時台	午前8時台～午後5時台
運行頻度	1時間に1本	2時間に1本
運賃	100円/回～200円/回	200円/回～400円/回
運行車両・使用台数	マイクロバス（定員29名） 2台	セダン型乗用車（定員4～5名） 1台
運行主体	河南町	タクシー事業者

4. 利用促進策

(1) サポーター制度の導入検討

事業性の確保を行うため、住民・事業者からの協賛を募る。

協賛方法については、単なる協賛金・寄付金だけではなく、バス停（停留所）設置時の私有地使用許可、ベンチ・風雨よけ等の提供、花壇の維持管理、バス停（停留所）の清掃維持等、様々な協賛方法があるため、住民・事業者の自由な発想による協力を仰ぐ。

(2) 広告事業の導入検討

時刻表・バス停（停留所）・車両等における広告事業を行う。

(3) 広報活動

時刻表の作成・配布、ホームページや広報による情報発信、住民説明会等を実施し、広く住民に対するPR活動を行う。

(4) 実証運行中の利用促進策

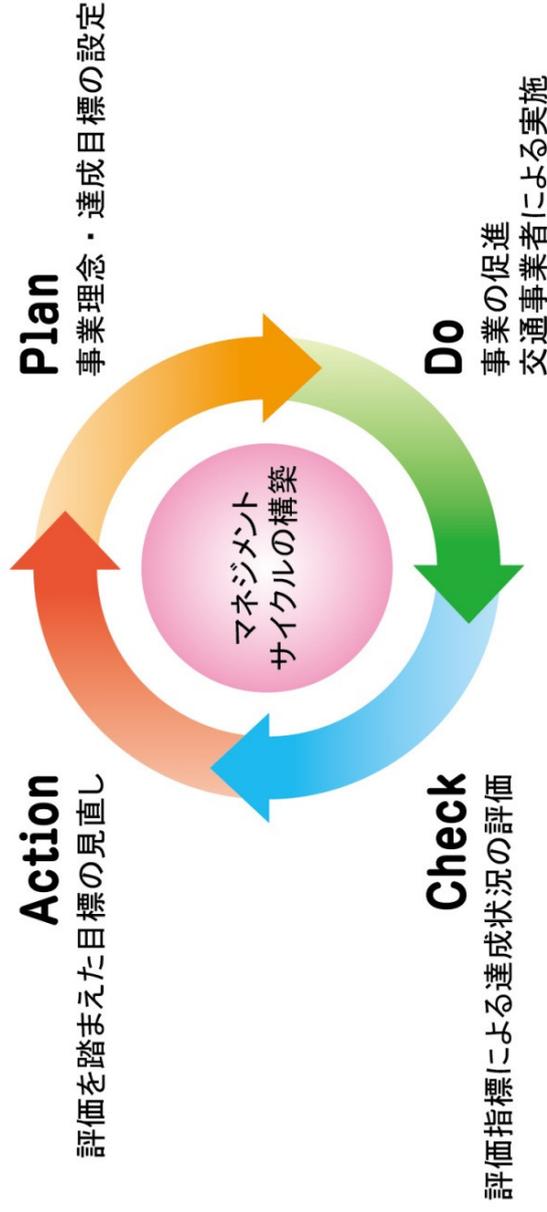
これまで全くバスを利用したことが無い人に利用してもらうため、潜在需要の発掘に努める。

5. PDCAサイクルの構築（定期的な事業見直し）

(1) PDCAの考え方

河南町地域公共交通の事業性を逐次評価し、事業の継続性や、利用者ニーズに応じた改善等を行うため、河南町地域公共交通のPDCAを実施する。

事業の達成目標を設定（Plan）し、事業理念を踏まえた上で交通事業者により運行（Do）し、事前に設定した評価指標を用いて事業を評価（Check）し、評価結果をふまえた運行内容の見直し（Action）を行う。



(2) プロセス

事業評価シートを用いて、定期的に事業評価を行い、事業改善を行う。

事業の実施状況に応じて事業目的やその評価手法も変化するため、事業評価シートを変更しながらPDCAを行う。